

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 30年 11月 9日 14時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4号 空き家に付随した農地の指定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	8名
欠席	4名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	柏木 伸夫	欠
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	欠
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 青木 一巳

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開会の宣言

事務局 只今から平成30年11月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中8名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は9番山本一彦委員と、10番我毛真一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件でございます。5件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」全5件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 通り番1から3について説明いたします。

通り番1について、場所は折戸池の北東にある農地です。譲渡人[REDACTED]は東京都に在住で耕作管理が出来ないため付近を耕作している譲受人[REDACTED]に売却するものです。

通り番2について、譲渡人[REDACTED]は宇島に在住で、高齢で耕作管理が出来ないので申請農地について貸借をしている譲受人[REDACTED]に売却するものです。

通り番3について、場所は久松にある農地です。譲渡人[REDACTED]は耕作管理が出来ないので付近を耕作している譲渡人[REDACTED]に売却するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1から3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

10番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人[REDACTED]は北九州に在住で耕作管理が出来ないので、申請農地を管理している譲受人[REDACTED]が購入するものです。場所は市道荒堀下河内線沿いの農地です。[REDACTED]は牧場を経営しており特に問題はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人 [REDACTED] は耕作管理が出来ないとのことで譲受人 [REDACTED] に売却するものです。場所は合岩小学校より150m東側の農地です。特に問題も無く、間違いありませんのでご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から5について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。

通り番1について、譲渡人 [REDACTED] の農地は譲受人 [REDACTED] の宅地に隣接しており、[REDACTED] は駐車場として利用する目的で購入するものです。場所は梶屋橋の付近ですが集落に接続しております。特に問題が無いものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

3番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は市道今市六郎線沿いの農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し自己住宅及び車庫を建築するものです。集落に接続した農地であり、添付書類もそろっている為、特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は旧築上中部高等学校より50mの農地です。譲受人 [REDACTED] は自己住宅を建設するために譲渡人 [REDACTED] より購入するものです。申請地は都市計画用途地域であり、宅地の一部として利用されることになります。特に問題も無いもなく、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から3について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転及び利用権貸借の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第4号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の空き家に付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

9番委員 転用の申請から許可まで何日くらいかかりますか。

事務局 約40日程度かかります。

9番委員 許可が出てから工事着手ですね。

あと、[]についてですが、地域ごとに値段が違うのはわかりますが、あまりにも値段の差が違います。借りるならなるべく平均的であるべきではないですか。千束は1反3万円、横武は1反5万円。各地区の委員もそこは言えるのではないか。

5番委員 価格の統一は難しいと思います。実際圃場整備している場所や時期によって価格が違う。中には、当初に圃場整備を手掛けた個所は無償の所もある。相手との話し合いもあるため、農業委員会で統一するの困難である。

貸借、購入は良いが管理はしてもらわないといけない。

議長 土地の売買、賃貸については地区で違い、色々意見はあると思いますが、皆さん耕作放棄地を増やさないように頑張っていきましょう。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって11月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 30 年 11 月 13 日

議長

青木一巳



9番委員

山本一彦



10番委員

成毛真一



